

## <報道発表資料>

令和6年3月21日

### 職員の懲戒処分について

#### 1 事件・事故の概要

当該職員は、令和4年4月から令和6年2月22日（木曜日）までの間、休暇の虚偽申請、在宅勤務中の勤務懈怠、病気休暇復帰時の虚偽報告、病気休暇中にレジャーとともとれる外出を行っていた。

#### 2 処分の内容

##### 【処分1】

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| 1 処 分 内 容   | 懲戒処分（停職1月）             |
| 2 処 分 年 月 日 | 令和6年3月21日              |
| 3 職名・年齢・性別  | 主事・28歳・女性              |
| 4 所 属 名     | 教育総務部教職員課              |
| 5 発 生 年 月 日 | 令和4年4月から令和6年2月22日（木曜日） |
| 6 処 分 の 理 由 |                        |

当該職員は、令和5年9月から令和6年2月までの間、自身の体調不良であるにもかかわらず、親の介護をする必要があると偽り、短期介護休暇を6日間取得した。また、令和5年1月から令和6年1月までの間、自身の体調不良にもかかわらず、家族の看護をする必要があると偽り、家族看護休暇を6日間取得した。

当該虚偽申請をした各休暇の計12日において、欠勤した。

令和4年4月から令和5年12月までの間、在宅勤務が命ぜられたいづれかの日に、私用や睡眠、買い物するため外出を行っていた。

病気休暇から復帰するに当たり、実際には病院を受診していないにもかかわらず、医師から病気休暇からの復帰が可能との診断があったと、上司に虚偽の報告

を行った。また、病気休暇期間中に家族との旅行、レジャーともとれる外出を複数回行っていった。

#### 【処分2】

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| 1 処 分 内 容   | 懲戒処分（減給1月）             |
| 2 処 分 年 月 日 | 令和6年3月21日              |
| 3 職名・年齢・性別  | 課長・57歳・男性              |
| 4 所 属 名     | 教育総務部教職員課              |
| 5 発 生 年 月 日 | 令和5年4月から令和6年2月22日（木曜日） |
| 6 処 分 の 理 由 |                        |

当該職員は、【処分1】の所属職員による家族の体調不良や介護を理由とした休暇及び在宅勤務の度重なる申請が不自然であると認識しながら、同所属職員に対し事実確認を行い、適切な休暇申請を行わせる、勤務時間中に職務に専念させるなど、指導監督する義務があつたにもかかわらず、これを怠つた。また、同所属職員の休暇申請の承認を決裁する同課職員から同所属職員の休暇申請が不自然であることについて相談を受けていたにもかかわらず、当該同課職員に対し当該申請が適正なものであるか確認するよう指示するなどの適切な対応を怠つた。

#### ● 問合せ先

教育局 総務課 人事担当 岡・矢島

直通 048-830-6622 内線 6627

E-mail: a6610-07@pref.saitama.lg.jp